平成２０年（フ）第４３号
宮崎県串間市大字西方5627番地の１
破産者　有限会社井手徳文商店
異議申述期間　平成22年８月11日まで
平成22年６月11日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２０年（フ）第４４号
宮崎県串間市大字西方5627番地の１
破産者　有限会社井手商工建設
異議申述期間　平成22年８月11日まで
平成22年６月11日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０４３号
東京都板橋区板橋３丁目６番17号
清算株式会社　リンクス・プロパティー株式会社
代表清算人　菊地裕太郎
１　決定年月日　平成22年６月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区晴海１丁目８番12号
清算株式会社　朝日アイティソリューション株式会社
代表清算人　和久田浩二
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第５号
兵庫県神崎郡神河町加納230番地の２
清算株式会社　株式会社ＤＡＩＷＡ
代表清算人　大和　善博
１　決定年月日　平成22年６月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第５０１号
福島県伊達郡川俣町大字小神字壱貫田19番地３
清算株式会社　川俣ビニロン株式会社
清算人　大岩　正弘
１　決定年月日　平成22年６月９日
２　主文　本件特別清算を終結する。
福島地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第２０１４号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目５番８号
清算株式会社　株式会社システム二十一
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第７１号
東京都国分寺市日吉町３丁目８番地63
再生債務者　丸山　文夫
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２－１－１　商船三井ビルディング４階　みなと協和法律事務所　弁護士　縣　　俊介
平成22年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更

平成２１年（再）第２４９号
東京都中央区八丁堀２丁目１番９号
再生債務者　株式会社フード・インスティテュート・インターナショナル
主文　平成21年10月23日にした監督命令に次の事項を加える。
６　再生債務者が本件再生計画に基づいて行う会社分割により取得する吸収分割承継会社の株式を譲渡するには、監督委員の同意を得なければならない。
平成22年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第６６号
大阪府大阪市西区新町１丁目13番３号
再生債務者　株式会社オリゾンティ
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第６７号
東京都港区南青山２丁目22番19号
再生債務者　株式会社ＴＲＩＰホールディングス
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第６８号
北海道北広島市島松641番地１
再生債務者　株式会社廣済堂札幌カントリー倶楽部
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月６日から平成22年８月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第６９号
東京都港区南青山５丁目11番15号　Ｈ＆ＭＭＩＮＡＭＩＡＯＹＡＭＡＷＥＳＴ
再生債務者　ペッカリイ株式会社
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月９日から平成22年８月16日まで
５　再生債務者が発行した民事再生法第169条の２第１項に規定する社債等について同項に規定する社債管理者等がある場合、当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合（同条第３項の場合を除く。）でなければ行使することができない。
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１３号
北九州市八幡西区竹末１丁目１番２号
再生債務者　株式会社兵頭組
特別調査期間　平成22年６月24日から平成22年７月１日まで
平成22年６月９日　福岡地方裁判所小倉支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第２８５号
東京都台東区柳橋２丁目１番９号
再生債務者　株式会社カズ、ニジュウイチ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　560株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定の日から２か月を経過する日が属する月の末日までの間の金銭の払い込みがされた日の前日
３　減少する資本金の額　金1500万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定の日から２か月を経過する日が属する月の末日までの間の金銭の払い込みがされた日
５　募集株式の数　100株
６　募集株式の払込金額　１株につき金３万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から２か月を経過する日が属する月の末日まで。
８　増加する資本金の額　金300万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成22年６月９日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第４号
仙台市宮城野区港３丁目３番３－２号
再生債務者　塩釜トラック株式会社
１　決議に付する計画案　平成22年５月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月31日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年８月24日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月24日
平成22年６月10日
仙台地方裁判所第４民事部